

葛飾区学校保健委員会条例

昭和 28 年 12 月 14 日

条例第 34 号

第 1 条 葛飾区立学校の保健管理の万全を期するため、葛飾区教育委員会(以下「教育委員会」という。)附属機関として葛飾区学校保健委員会(以下「委員会」という。)をおく。

第 2 条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、学校の保健衛生に関する事項につき審議して答申する。

第 3 条 委員会は、次に掲げる者につき教育委員会が任命又は委嘱する委員 20 人以内を以て組織する。

- (1) 区議会議員 4 人以内
- (2) 学識経験者 3 人以内
- (3) 区立学校職員 6 人以内
- (4) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師 3 人以内
- (5) 区立学校児童生徒の保護者 2 人以内
- (6) 保健所職員 2 人以内

(昭 41 条例 30・一部改正)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。但し再任をさまたげない。

第 5 条 委員会に会長及び副会長 1 名をおく。

- 2 会長及び副会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 5 会長及び副会長がともに事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が会長の職務を代理する。

第 6 条 委員会は、教育委員会が招集する。

第 7 条 専門の事項を調査するため必要があるときは、委員会に専門委員をおくことができる。

- 2 専門委員は、学識経験者のうちから、教育委員会が委嘱する。

第 8 条 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、委員会に臨時委員をおくことができる。

- 2 臨時委員は、教育委員会が委嘱する。
- 3 臨時委員は、特別の事項の調査審議が終ったときは、退任するものとする。

(昭 41 条例 30・追加)

第9条 会長が必要と認めるときは、委員会に部会を設けることができる。

(昭41条例30・旧第8条繰下)

第10条 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議をひらくことができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前項の場合においては、会長は、委員として議決に加わることができない。

(昭41条例30・旧第9条繰下)

第11条 委員会に、幹事及び書記をおき、教育委員会事務局職員のうちから教育委員会が任命する。

2 幹事は、会長の命を受け会務を掌理し、書記は、庶務に従事する。

(昭41条例30・旧第10条繰下)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が定める。

(昭41条例30・旧第11条繰下)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和41年8月13日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。